

# 愛知県安全なまちづくり条例

平成16年3月26日  
条例第4号

改正 平成18年 3月28日条例第20号

平成19年 7月 6日条例第48号

平成19年12月21日条例第59号

平成20年 7月 8日条例第40号

愛知県安全なまちづくり条例をここに公布する。

愛知県安全なまちづくり条例

## 目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 推進体制及び活動の支援等（第5条 第8条）

第3章 犯罪の防止に配慮したまちづくり

第1節 住宅の防犯性の向上（第9条 第13条）

第2節 道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上（第14条 第16条）

第3節 犯罪の防止に配慮した都市計画（第17条）

第4節 深夜商業施設等の防犯性の向上（第18条・第19条）

第4章 学校等における児童等の安全の確保等（第20条 第24条）

第5章 自動車の盗難による被害の防止等（第25条 第28条）

第6章 犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等（第29条 第32条）

第7章 犯罪の被害者等に対する支援（第33条 第35条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止等について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村等が地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制等を行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第3条 県民は、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制及び活動の支援等

（推進体制の整備）

第5条 県は、県民、事業者及びボランティア（以下「県民等」という。）並びに市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等及び市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（安全なまちづくり推進指導員の委嘱等）

第6条 公安委員会は、社会的信望があり、かつ、ボランティアとして熱意を持って安全なまちづくりを推進するための活動に取り組んでいる者のうちから、安全なまちづくり推進指導員（以下「推進指導員」という。）を委嘱することができる。

2 推進指導員は、次に掲げる活動を行う。

1 地域における犯罪の防止のための活動

- 2 少年（20歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成に資する活動
- 3 その他安全で住みよい地域社会を実現するための活動
- 3 推進指導員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（県民等に対する支援）

第7条 県は、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

- 2 警察署長は、その管轄区域において、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うものとする。

（情報の提供）

第8条 県は、安全なまちづくりの推進のため必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 警察署長は、その管轄区域における安全なまちづくりの推進のため、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

### 第3章 犯罪の防止に配慮したまちづくり

#### 第1節 住宅の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第9条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（指針の策定等）

第10条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「住宅に関する防犯上の指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、住宅に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（共同住宅の建築主に対する情報の提供等）

第11条 知事及び公安委員会は、共同住宅について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した設備を有するものとするために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（建築業者等の努力義務）

第12条 住宅の建築を業とする者又は共同住宅を所有し、若しくは管理する者は、住宅に関する防犯上の指針に従い、当該建築する住宅又は共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築主、所有者等に対する情報の提供等）

第13条 県は、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第2節 道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場等の普及）

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

（指針の策定等）

第15条 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者等の努力義務）

第16条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針に従い、当該自動車駐車場又は自転車駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第3節 犯罪の防止に配慮した都市計画

（犯罪の防止に配慮した都市計画）

第17条 知事は、都市計画法（昭和403年法律第百号）に規定する都市計画を定め、又は変更する場合

において、当該計画の決定又は変更が道路、公園又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、あらかじめ警察本部長に犯罪の防止に関し意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定により意見を求められた警察本部長は、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 3 県は、市町村が都市計画法に規定する都市計画を定め、又は変更する場合において、当該計画の決定又は変更が道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、当該市町村の長に対し、犯罪の防止に関する情報の提供を行うものとする。

#### 第4節 深夜商業施設等の防犯性の向上

(深夜商業施設等の事業者の努力義務)

第18条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの(以下「深夜商業施設」という。)において事業を営む者は、当該深夜商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において事業を営む者は、当該大規模小売店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合及び漁業協同組合並びに貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(以下「銀行等」という。)は、当該営業の用に供する店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例48号〕

(事業者、管理者等に対する情報の提供等)

第19条 県は、深夜商業施設、大規模小売店舗又は銀行等の店舗等(以下「深夜商業施設等」という。)を設置しようとする者及び深夜商業施設等において事業を営む者又は深夜商業施設等を管理する者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性の向上を促進するために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 学校等における児童等の安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第20条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校の高等課程及び同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、次条に規定する学校等における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保のための指針に従い、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成18年条例20号・19年59号〕

(指針の策定等)

第21条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

- 2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校等における安全対策の推進)

第22条 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等の3加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第23条 警察署長は、その管轄区域内において、児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児

童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）の管理者、地域住民、児童等の保護者並びに学校等の設置者等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、通学路等において、児童等が危害を受け、又は危害を受けるおそれがあると認めるときは、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

（安全教育の充実）

第24条 学校等の設置者等及び当該学校等の所在地を管轄する警察署長は、児童等が犯罪の被害にあわないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

#### 第5章 自動車の盗難による被害の防止等

（犯罪の防止に配慮した自動車の普及等）

第25条 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車並びに盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

（自動車登録番号標等の確認義務）

第26条 普通自動車（道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）を譲り受け、又は借り受けようとする者は、当該普通自動車を譲り受け、又は借り受けるに際し、当該普通自動車の自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）が偽造され、又は変造されたものでないことの確認及び当該自動車登録番号標等に記載された自動車登録番号又は車両番号が自動車検査証に記載されたそれらの番号と一致することの確認（以下「自動車登録番号標等の偽造の有無等の確認」という。）を行わなければならない。ただし、普通自動車の販売を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受ける場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 普通自動車を運転しようとする者は、運転するに際し、当該普通自動車の自動車登録番号標等の偽造の有無等の確認を行わなければならない。ただし、普通自動車の販売を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受けた者が当該普通自動車を運転する場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（犯罪の防止に配慮した自転車の普及等）

第27条 自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した錠前等の構造等を有する自転車及び自転車を利用している者がひったくり等の犯罪の被害にあうことを防止するための用具の普及に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等）

第28条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、警報装置、補助錠等、犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、前項に規定する犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機を設置又は警報装置、補助錠等の装備その他犯罪を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第6章 犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等

（犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化）

第29条 県は、県民等及び市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するため、違法な広告物及びビラがはん濫し、公共施設等の落書き及び違法な駐車車両が放置される等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めるものとする。

（推進地区）

第30条 公安委員会は、安全なまちづくりを推進するため、犯罪が多発し、かつ、風俗環境の悪化により、少年の健全な育成が阻害されるおそれがある地区であって、犯罪の防止及び環境の浄化を図ることが特に必要であると認められる地区を犯罪抑止・環境浄化推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、推進地区を指定しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより公聴会を開催し、当該地区の住民の意見を聴かななければならない。
- 3 推進地区の指定は、公安委員会規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 前2項の規定は、推進地区の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(推進地区における公安委員会の責務)

第31条 公安委員会は、推進地区において、県民等及び市町村との協働により犯罪の防止及び環境の浄化を図るための施策を集中的に実施するよう努めるものとする。

(推進地区内の事業者の責務等)

第32条 事業者は、推進地区内において次の事項を実施するよう努めなければならない。

- 1 広告用の看板、ビラ等の広告物、商品その他の物品の放置の防止措置
- 2 従業者に対する違法駐車防止に関する指導及び教育、事業用車両等の駐車場所の確保その他の違法駐車防止措置
- 2 推進地区内において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項第3号に規定する酒類提供飲食店営業及びエステ営業(他から見通すことが困難な個室又は客席を設けて、当該個室又は客席において、専ら異性の客の身体に接触する役務を提供する営業をいい、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定する免許を受けて営むものを除く。)(以下「風俗営業等」という。)を営む者は、従業者を雇用する場合には、身分証明書、旅券等により、当該雇用しようとする者の就労資格の有無を確認するよう努めなければならない。
- 3 公安委員会は、前2項の規定に従わない者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 4 推進地区内において風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を賃貸する者は、当該不動産が違法な風俗営業等に使用されることのないよう適正な管理に努めなければならない。
- 5 公安委員会は、推進地区内において、風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を使用させている者に対し、当該不動産が違法な風俗営業等の営業所又は事務所として使用されているときは、当該不動産を使用させないよう勧告することができる。
- 6 公安委員会は、第3項又は前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 7 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者又は不動産を所有する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第7章 犯罪の被害者等に対する支援

(被害者支援の推進体制)

第33条 県は、犯罪により被害を受けた者又はその遺族(以下「被害者等」という。)の支援に携わる事業者、ボランティア及び学識経験者並びに被害者等の支援に係る機関と協働して、被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(被害者等に対する支援)

第34条 県は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第202条第3項に規定する犯罪被害者等早期援助団体等と協働して、被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等に対する協力)

第35条 県民等は、地域社会の連帯には、被害者等の平穏な生活の回復が必要であることについて理解を深め、前条の規定に基づき県が実施する支援に協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条、第12条、第15条、第16条、第20条、第21条、第26条及び第30条から第32条までの規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第20号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日条例第48号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第59号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年12月規則第65号で、同19年12月26日から施行）

附 則（平成20年 7月 8日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18号第3項の改正規程は、平成20年10月1日から施行する。